

災害時における診療活動指針について

○はじめに

災害が発生した際は基本的には先生方一人ひとりの状況判断で動いていただくこととなります。医師としての技術を持つ先生方は、一般市民にはできない対処が可能ですし、その能力がフルに活用されれば、preventable death（避けられた死）をゼロに近づけることができます。

しかしながら、災害時には冷静な判断が失われる可能性があります。そのため、災害時における診療活動指針があった方が便利であるという考えから、この指針が作成されました。その後、東日本大震災を経験し、指針として何が必要なのか、検討を加え改訂版を作成いたしました。

医師会からの連絡手段の一つである緊急メール一斉連絡応答システムも変更し、通信業者の回線を東京に置きました。情報の収集、伝達にメール配信システムは有効な手段となります。また、災害時には診療可能な医療施設を把握する事が非常に重要です。医師会で把握した情報は市を通して市民に提供されますので、正確な情報が必要となります。緊急メール一斉連絡応答システムにまだ登録されていない先生は、医師会事務局までご連絡ください。

また、本指針についてご意見や改善点があればフィードバックし、より良い指針にしていきたいと思っておりますので、事務局（227-1531 担当：事業課 鈴木）まで連絡をお願い致します。

なお、本指針は先生方の行動を規制・強制するものではありません。

○普段から心がけておくこと

先生方は普段より社会的重責を担っておりますが、特に災害時には非常に貴重な存在であり、活躍が期待されております。そのためには先生ご自身が身体的被害にあわないように普段から配慮しなければなりません。近くに本棚などがある場合には、家具の転倒防止金具を付けたり、本が飛び出さないような工夫が必要です。ガラスの飛散対策も重要です。ガラス戸には飛散防止シートを

貼るなどの対策をしてください。診療スペースを確保する為にも重要です。

ライフラインが遮断されれば、検査や手術もできず、飲料水、トイレの水、医療器具の消毒や入院患者さんの給食調理にも支障をきたします。平素より、災害時のライフラインの遮断に備えて、患者さん用と職員用の最低限の飲料水や水、食料を準備しましょう。また、プロパンガスやカセットコンロなどの燃料、自家発電装置、簡易トイレ、懐中電灯、乾電池、携帯ラジオなどの準備を整えておくことも大切です。ガソリンは長期保存ができないので、携行缶に入れたものを車に入れ替えるなどするか、車のガソリン残量が半分を切ったら補充するようにすると、非常時に役立ちます。

あまり大量な薬剤や医療資機材の備蓄は必要ないと思われます。情報の収集と発信はとても重要です。携帯電話はできるだけ常時携帯するようにしてください。ワンセグ放送がとても有用です。発電機式の携帯電話の充電器などもそろえておくと便利でしょう。それ以外は乾電池式や発電機式のラジオも有用です。

ご家族を避難所に避難させる事になるかもしれません。ご自宅と診療所の近くの避難所の場所を確認しておいてください。自院での診療が困難な場合には避難所内の救護所で診療に当たってください。*仙台市HPに避難所一覧が掲載されています。事前にご確認ください。

(<http://www.city.sendai.jp/bousai/index.html>)

会員の先生方におかれましては、避難所が設置されるような大規模災害時には、可能な範囲でお近くの避難所の巡回診療をお願い致します。

(参考)

避難所は大きく分けて指定避難所、補助避難所、福祉避難所の3つに分類(*)されます。仙台市医師会は大規模災害時に仙台市と連携しながら避難所の状況を把握し、必要に応じて医療救護班や医療支援団体を派遣する事になっています。指定避難所の「状況把握」は、学校管理校医に別途依頼し、補助避難所については、各ブロックへ依頼します。平成27年7月22日時点で決定し

ている補助避難所（全体の82%）を各ブロックへお知らせしました。他の補助避難所は決定しだいお知らせいたします（状況把握はあくまでも情報収集であり、巡回診療をするかどうかは別の話になります）。なお、「状況把握」は定められた報告書（指定避難所に配備）で医師会に連絡（FAX）をお願いしていますが、万が一FAXが使用できない場合は、仙台市の職員が連絡員として避難所に常駐（3日間は常駐し、その後は状況により巡回）していますので、その方へ「報告書」を渡していただければ、医師会へ届く体制になっていますので、ご承知おき願います。

避難所の分類（＊）

①「指定避難所」

仙台市地域防災計画で定められる避難所で、仙台市では市内の市立小中高等学校です。

②「補助避難所」

指定避難所と取り扱いに違いは無いものの「指定避難所に準じた収容避難所」という位置づけで、仙台市では市民センターやコミュニティセンター等が想定されてます。

③「福祉避難所」

指定避難所や補助避難所での生活が困難な高齢者や障害者を受け入れる二次的な施設です。社会福祉施設が想定されていますが、被害状況や受け入れの可否を市が確認した上で、避難所からの要請に応じて受け入れを行いますので、原則として発災直後に避難することはありません。

○災害時の行動

まずご自身の安全を確保してください。大きな余震が来る可能性があります。周囲の安全を確認して、危険箇所から直ちに避難してください。次にご家族の安否を確認し、安全な場所に避難させてください。入院患者さんのいる先生は入院患者さんの安全を確保してください。

【安否の確認】

緊急メール一斉連絡応答システムに登録していただいている先生には、発災後間もなく登録したアドレスに医師会事務局から安否確認のメールが入ります。もう一度返信方法を確認しておいてください。登録していない先生は、会報に印刷されている「災害時緊急連絡票」を遅れても構いませんので、医師会あてFAX願います。

医師会へ電話連絡する場合は公衆電話から代表（227-1531）へかけると繋がりやすいようです。

【診療時間外の災害】

診療時間外の場合、無事な先生方はご家族の安否を確認し、ご家族の安全を確保した後、できるだけ早くご自身の診療所や病院に向かってください。たどり着けない場合には医師会にメール（アドレス sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp）で連絡してください。その後、近隣の避難所に向かってください。避難所の状況をメールで教えていただけると幸いです。

多少被災していても危険がない状態であれば、極力診療所を開けるようにしてください。診療行為が困難な場合、トリアージを行うだけでも結構です。もちろん患者さんが殺到する前は応急処置を行ってください。患者さんが殺到した場合はトリアージを優先して行ってください。診療中であることが周囲の住民に分かるよう明かりをつけるなど何か目印になる事をしてください。この際、診療所には先生お一人で従業員は来られない可能性があります。普段から一人でトリアージを行う状況をイメージしておいてください。

もしトリアージの結果、帰宅が可能な場合でもできるだけ避難所に向かうように指示してください。特に外傷や疾患のある患者さんは経時トリアージが必要になりますので速やかに避難所に誘導してください。診療活動が一段落したらできれば診療所近くの避難所の様子を見に行ってください。その後は安全な場所で休んでください。

【診察時間内の災害】

診療時間内に地震が発生した場合には、まず自院の被害状況を確認し、建物が危険な状況でなければ原則診療を継続してください。ほどなく医師会から安否確認のメールが届きますので、忙しい最中で大変ですが診療中との返答をしてください。

自院での診療が困難となった場合には、安否確認のメールに診療不能と返答してください。その後、可能であれば近隣の避難所を巡回してください。この場合も避難所の状況をメールで教えていただけると幸いです。避難所診療の間に自院の整備をすすめ、一日も早く通常診療に戻れるようにしてください。

【重傷者の搬送】

重傷者が受診した場合は病院への搬送が必要となります。仙台市内にある救急車は23台（平成27年2月時点）であり、災害発生直後の交通事情では救急車による搬送は非常に困難であると思われます。先生自ら病院に搬送するとなるとその間診療所は閉鎖されてしまいますので、地域住民による搬送が最善策と思われます。日頃から地域住民とのコミュニケーションや、災害発生時の訓練等が必要になります。

【翌日の活動】

診療所や病院へたどり着けなかった先生は原則として被災日と同じ場所で診療に当たってください。

時間が経過するとともに通常の診療活動に近づくと考えられます。前日応急処置を行って帰った緑や黄色の患者さんの治療を開始することになります。中には先生の診療科では扱わない患者さんも訪れる可能性があります。手にあまる場合には近くのお他科診療所に紹介することになります。災害時には、診療している医療機関を仙台市医師会ホームページで確認できます。ご覧いただけない場合は、仙台市医師会まで問い合わせてください。

また診療と平行して診療所の再建を始めてください。できるだけ早く通常診療に戻れるように努めてください。

【それ以後の活動】

被災後、場合により検案や急患センターの応援依頼が届くかもしれません。応援活動可能な先生はその旨返答してください。緊急時には医師会のパソコンから携帯電話へメールを送ることもあります。迷惑メールの指定リスト設定をしている場合、メールが届かない可能性がありますので、ご注意ください。

48時間経過すると交通事情がかなり改善する可能性があります。診療所にたどり着けなかった先生は避難所での医療活動がひと段落したらもう一度自院へ向かってみてください。到着しても診療所が倒壊していなければできるだけ早く診療を開始してください。診療を始める旨の連絡を医師会までお願いします。医師会はその時点で診療中の医療機関を仙台市および各種メディアに報告します。

避難所の巡回診療をしていただいた先生は避難所の様子を医師会に報告してください。その報告を元に医療ボランティアの配置などを決めることとなります。避難所が完全に閉鎖されるまでは最長で約5ヶ月かかると予測しています。その間に徐々に避難所の数は減っていきますが、仙台市との協定により医師会は医療活動に責任を持つこととなります。災害時の医療活動に単独行動は不向きです。避難所に単独で医療活動に入っても、医師一人が全部仕切れるわけではありません。避難所の運営責任者や行政、保健所、他の医療チームなどとコンタクトをとりながら活動する必要があります。

災害時には生活不活発病が生じやすいので注意が必要です。避難所でもご自宅でも、積極的に動けるような環境を作り、動くよう指導してください。ただし、病気により安静が必要な患者さんにはその旨ご指導ください。

お困りの事があれば、まずは医師会へご相談をお願いします。

【有床診療所・私的病院の対応】

有床診療所・私的病院等入院患者を持つ施設の基本は『入院患者の安全確保を第一に考える』ということです。

建物内の安全が保てないと判断した場合は、入院患者（外来患者がいる時間帯には外来患者を含め）を安全な場所に避難誘導します。避難場所は各病・医院で日頃から決めておき、その後は自宅に帰すか、転院を考慮します。

安全である事が確認できた場合は、入院患者に院内は安全である旨を病室を回って伝達し、院内にとどまる様指示を出します。

各病・医院で規模や環境が異なるので、それぞれ独自の災害マニュアルを作成しておきましょう。（職員連絡網等）

飲料水・食料については、患者さん・勤務職員の最低3日分を備蓄する事が良いでしょう。

入院診療が可能な場合、被災した他の医療機関の入院患者の受け入れについて努力する事も大事です。